

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社 YAMAJUN 設備	代表者氏名	山脇 美和子
主たる営業所の所在地	高知市春野町弘岡上 626－2		
許可番号	高知県知事許可 (般－2) 第 9421 号	許可を受けている建設業の種類	土、管、機、水、消

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 7 年 1 月 24 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項（同条第 1 項第 2 号該当）		
処分の内容			
建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示			
1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、次の事項について必要な措置を講じること。			
(1) 建設業法第 27 条の 23 に規定される建設工事を請け負おうとする場合には、前年度の経営事項審査の有効期間が満了する日までに審査を受け、経営事項審査の有効期間に切れ目がないようにすること。			
(2) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。			
(3) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。			
2 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実		経営事項審査関係違反	
株式会社 YAMAJUN 設備は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定に違反し、有効な経営事項審査結果を有しないまま、令和 6 年 12 月に高知市上下水道局発注の工事の請負契約を締結した。			
このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項	—		